

国民健康保険運営協議会資料

平成20年6月11日開催

目 次

1 国民健康保険事業の概要について

(1) 被保険者等の状況	1
(2) 医療費の状況（療養給付費費用額）	2
(3) 保険税の収納状況	3
(4) 平成19年度決算見込	4
(5) 平成20年度保険税率等の状況	5
(6) 平成20年度課税状況	6
(7) 医療制度改正の状況	7
〔別紙1〕特定健康診査・特定保健指導の実施	8
〔別紙2〕特別徴収	9
〔別紙3〕高額医療・高額介護合算制度	10

(1) 被保険者等の状況

①平成19年度までの状況

加入世帯は年々増加してきているが、被保険者数は、ここ数年減少している。この要因としては景気回復基調による再就職によるものと思われる。

被保険者数の内訳としては、一般被保険者が減少、退職被保険者が増加、老健対象者は平成18年度までは減少していたが、平成19年度に増加に転じた。これは、退職者について、職務権限により一般被保険者から切り替えたこと、また、老健対象者が毎年一歳ずつ引上げられていたが、平成19年度に本則の75歳に達したことによる。

②平成20年度の状況

後期高齢者(長寿)医療制度の創設により、75歳以上の方々が国保から同制度に移行したことから、世帯数、被保険者数は減少している。

また、退職被保険者のうち65歳から74歳の方々は、前期高齢者として一般被保険者に移ることから被保険者の構成も大きく変化している。

(単位:世帯、人)

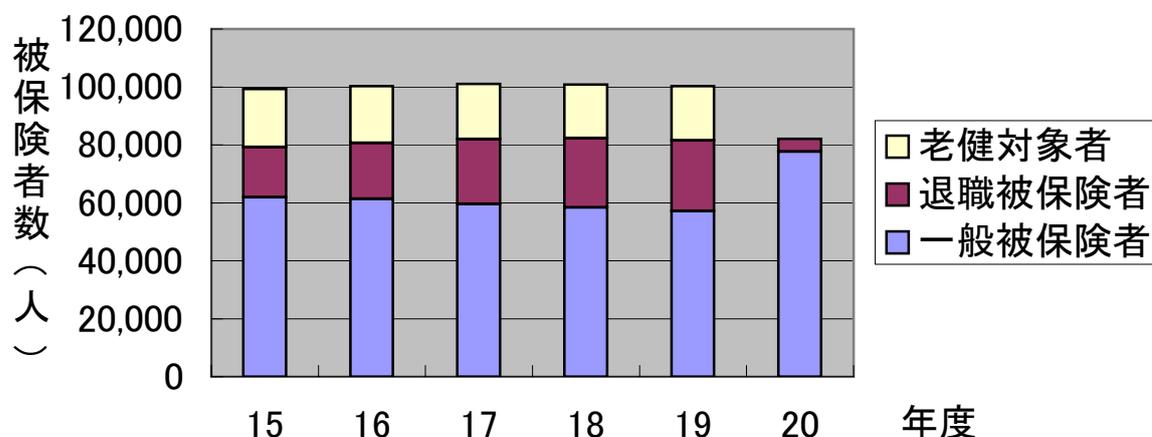
区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
世 帯 数	50,849	51,969	53,298	54,008	54,266	45,559
被保険者総数	99,305	100,298	101,051	100,849	100,245	82,144
一般被保険者	61,958	61,325	59,580	58,440	57,153	77,638
退職被保険者	17,264	19,321	22,388	23,919	24,406	4,506
老健対象者	20,083	19,652	19,083	18,490	18,686	-

※退職被保険者のうち64歳以下は平成26年度まで経過措置として残る。

また、老健対象者は、平成20年度は1か月の支払いが残るがこの表からは除いている。

※平成15～19年度は年度末、平成20年度は4月1日現在の数字。

被保険者数の推移



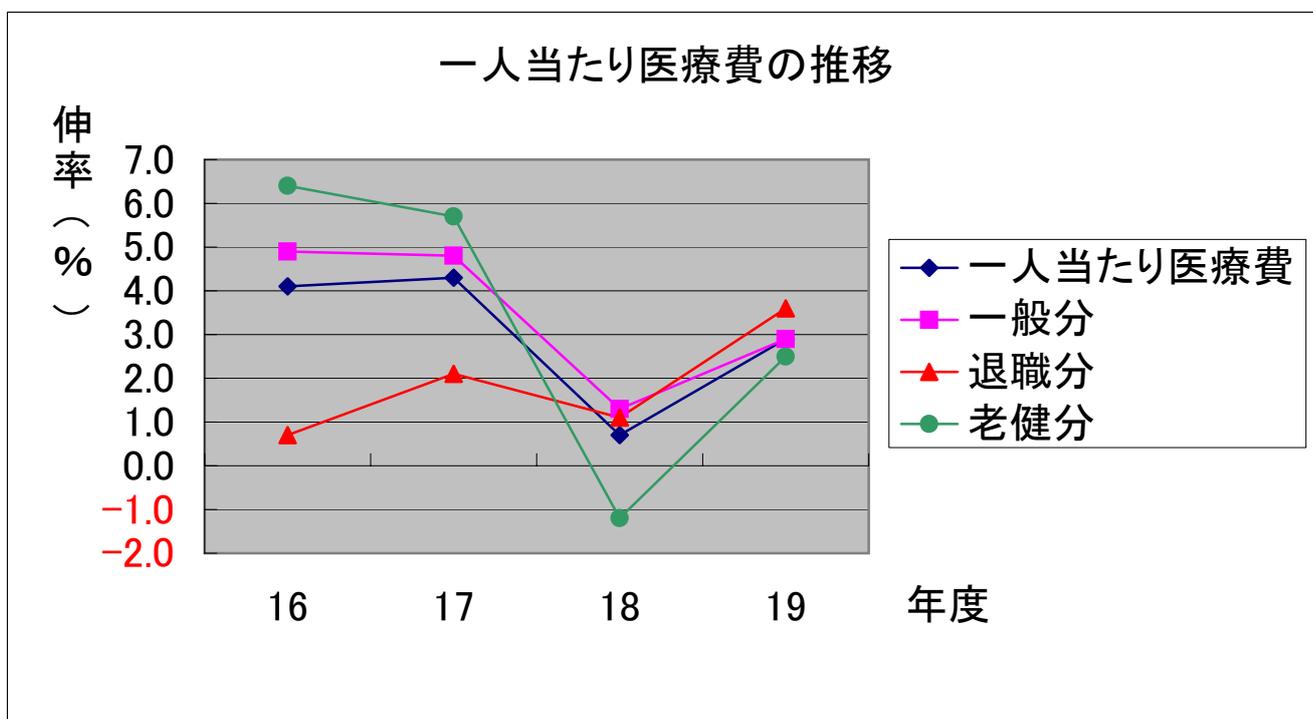
(2) 医療費の状況

総医療費及び年間一人当たり医療費とも、数パーセントずつ伸びている。このうち平成18年度の伸び率が低かったのは、診療報酬のマイナス改定（▲3.16%）による影響と推察される。

特に、年間一人当たり医療費の内訳を見ると、一般分について、被保険者数が減少する中、一人当たりの医療費伸び率が、全体の伸び率を上回っており、今後の医療費の増加が懸念される。

区 分	16年度		17年度		18年度		19年度	
	医療費	伸び率	医療費	伸び率	医療費	伸び率	医療費	伸び率
総 医 療 費 (百万円)	32,980	6.4	34,672	5.1	34,928	0.7	35,795	2.5
年間1人当たり医療費(円)	328,887	4.1	342,933	4.3	345,337	0.7	355,430	2.9
うち 一般	180,240	4.9	188,972	4.8	191,413	1.3	198,216	3.6
うち 退職	362,174	0.7	369,621	2.1	373,719	1.1	384,416	2.9
うち 老健	759,557	6.4	802,692	5.7	792,957	▲ 1.2	812,411	2.5

※一人当たり医療費は、平均被保険者数を基に算出。



(3) 保険税の収納状況

収納率については、国民健康保険推進員や短期証の活用、徹底した財産調査及び差押えの実施など、収納率の向上対策により、現年課税分及び滞納繰越分ともに、ここ数年改善が図られてきている。

(単位:千円、%)

ア 現年課税分

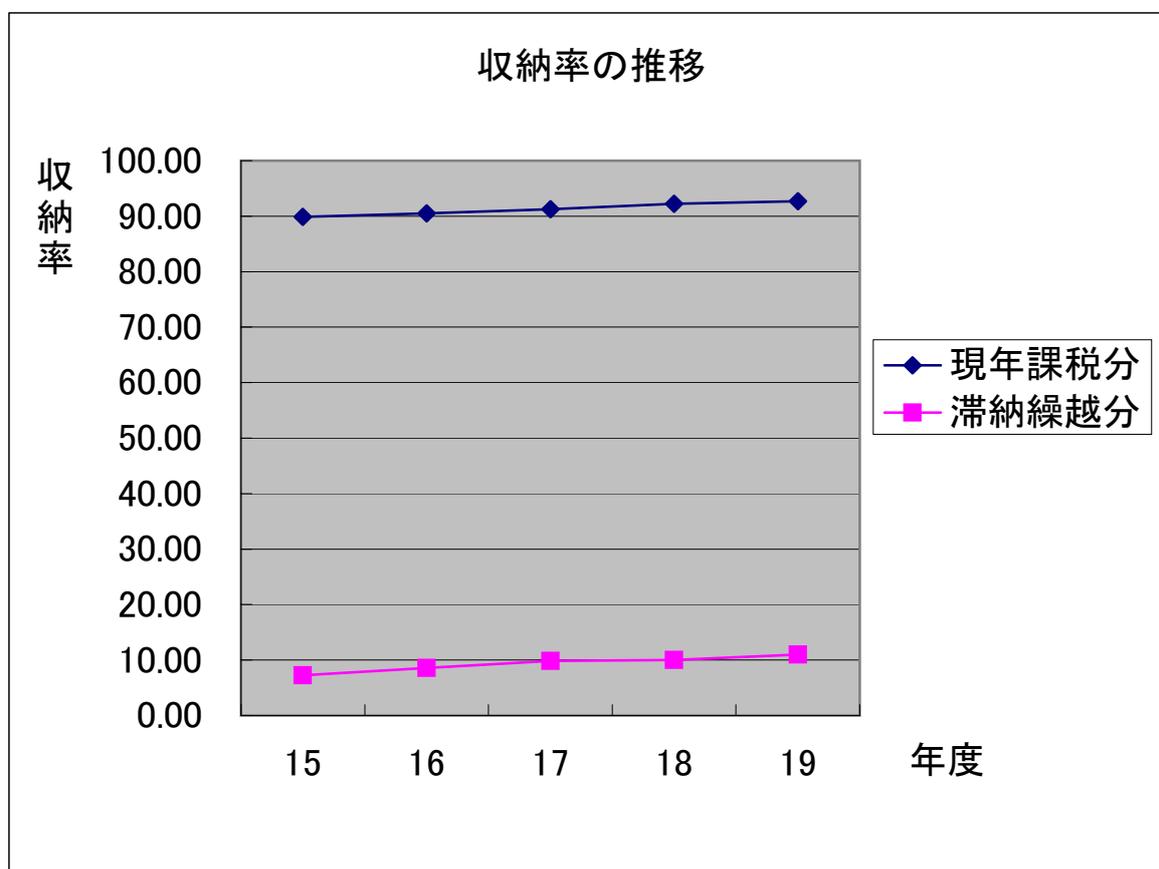
区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
調定額	8,850,904	9,614,121	9,733,931	9,947,927	10,010,671
収納額	7,953,349	8,699,076	8,882,454	9,175,269	9,287,252
収納率	89.86	90.48	91.25	92.23	92.77

※平成19年度は見込数値

イ 滞納繰越分

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
調定額	3,518,910	3,822,362	3,930,303	3,864,081	3,698,706
収納額	254,826	327,051	386,573	387,374	407,096
収納率	7.24	8.56	9.84	10.02	11.01

※平成19年度は見込数値



(4) 平成19年度決算見込

平成19年度の単年度収支は、10億円を越える赤字となる見込みである。ただし、平成18年度中に退職者のうち、一般医療から退職者医療への切替がなされていない方について、職務権限で切替を実施したことに伴い、国庫支出金（約3.5億円）、療養給付費交付金（約2.5億円）が超過収入となり、この精算分を除くと約4.4億円の単年度赤字であったことになる。

この赤字要因としては、給付費が伸びたこと及び高額医療費に係る保険財政共同安定化事業での持ち出しがあったことなど医療費の増加によるものである。

(単位:千円)

歳 入				歳 出				
科 目	平成18年度	平成19年度	前年比	科 目	平成18年度	平成19年度	前年比	
1 国民健康保険税	9,534,802	9,694,348	101.7%	1 総 務 費	180,317	153,320	85.0%	
2 国庫支出金	5,033,088	5,049,967	100.3%	2 給 付 費	療養給付費等	14,944,657	15,759,063	105.4%
3 療養給付費交付金	6,346,332	5,861,906	92.4%		高額療養費	1,382,637	1,379,990	99.8%
4 県支出金	1,047,686	1,077,267	102.8%		出産育児一時金	149,700	162,950	108.9%
5 共同事業交付金	1,275,636	2,108,907	165.3%		葬 祭 費	83,940	87,780	104.6%
6 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	692,115	693,519		100.2%	小 計	16,560,934	17,389,783
	基盤安定保険者支援分	165,609	172,906	104.4%	3 老人保健拠出金	4,884,753	5,023,507	102.8%
	財政安定化支援事業	97,000	75,601	77.9%	4 介護納付金	1,493,914	1,489,790	99.7%
	事務費等繰入金	103,557	153,072	147.8%	5 共同事業拠出金	1,325,111	2,286,197	172.5%
	出産育児一時金	99,800	108,633	108.9%	6 保健事業費	101,764	103,485	101.7%
	その他繰入金	622,213	717,647	115.3%	7 諸支出金	38,749	378,014	975.5%
小 計	1,780,294	1,921,378	107.9%					
7 諸 収 入	65,230	72,125	110.6%	8 前年度繰上充用金	2,367,527	1,841,802	77.8%	
合 計	25,083,068	25,785,898	102.8%	合 計	26,953,069	28,665,898	106.4%	
				歳入歳出決算額	▲ 1,870,001	▲ 2,880,000	—	
				単年度収支	497,526	▲ 1,038,198	—	

※平成19年度分は、決算見込数値。

(5) 平成20年度保険税率等の状況

平成16年度において税率改定がなされ、平成19年度までは旧税率で運営してきたが、後期高齢者支援金の創設や介護納付金と介護保険料の格差を是正する観点から、本年1月に運営協議会に諮問するとともに答申をいただき、平成20年度からの税率は以下の表のとおりとなっている。

区 分		税 率 等	前回の改定時期
医療保険分	所得割(課税対象額に対して)	4.5%	平成20年度から
	資産割(固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	23.0%	平成20年度から
	均等割(被保険者1人あたり)	22,500円	平成20年度から
	平等割(1世帯あたり)	22,000円	平成20年度から
	課税限度額(法定 470,000円)	470,000円	平成20年度から
後期高齢者 支 援 分	所得割(課税対象額に対して)	1.6%	平成20年度から
	資産割(固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	5.0%	平成20年度から
	均等割(被保険者1人あたり)	9,500円	平成20年度から
	平等割(1世帯あたり)	9,000円	平成20年度から
	課税限度額(法定 120,000円)	120,000円	平成20年度から
介護保険 2号分	所得割(課税対象額に対して)	1.0%	平成20年度から
	資産割(固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	5.0%	平成12年度から
	均等割(被保険者1人あたり)	6,500円	平成20年度から
	平等割(1世帯あたり)	6,500円	平成20年度から
	課税限度額(法定 90,000円)	90,000円	平成20年度から

(6) 平成20年度課税状況

課税状況については、75歳以上の方々が後期高齢者医療制度へ移行したことから、調定額は、約17.4%、16億9,000万円の減少となっている。

また、応能・応益割合については、応益割合が55%以下であるので、均等割と平等割（応益割）に対する7割、5割、2割の軽減と基盤安定制度に基づく保険者支援の手当てを引き続き受けることができる状況である。

平成20年度の保険税改定に伴い新たに実施する本市独自の減免（単独減免）については、15,779世帯に対し、55,877千円となっている。

ア(医療保険・後期支援分)課税状況 (単位:千円)

項 目	平成19年度	平成20年度
所得割額	5,752,139	4,718,274
資産割額	1,413,655	857,180
均等割額	3,050,858	2,676,064
平等割額	1,637,781	1,416,018
合計額	11,854,433	9,667,536
限度超過額	1,445,626	922,932
7割軽減金額	610,582	464,353
5割軽減金額	87,795	79,725
2割軽減金額 ※1	0	76,121
単独減免金額 ※2	0	55,877
その他の軽減金額 ※3	0	48,969
調定額(4月1日現在)	9,710,430	8,019,559

※1 2割軽減は平成19年度までは申請軽減、平成20年度からは自動軽減。

※2 単独減免は、税率改定による独自減免で、法定軽減世帯を除く総所得300万円以下の世帯に年度額3,600円を減免するもの。

※3 その他の軽減は、特定世帯に対する軽減。

※4 平成19年度は、実績世帯数/対象世帯数で表示。

イ 応能・応益割合

項 目	平成19年度	平成20年度
応能・応益割合(軽減前)	54.95 : 45.05	53.20 : 46.80

ウ 限度超過世帯数

項 目	平成19年度	平成20年度
限度超過世帯数	2,958	4,686

平成20年度数値は、医療保険分と後期支援分の延べ世帯数

エ 軽減世帯数

項 目	平成19年度	平成20年度
7割軽減世帯数	12,293	8,498
5割軽減世帯数	1,615	1,398
2割軽減世帯数 ※4	4,245/ 4,479	3,842
計	13,908	13,738

オ 単独減免・その他軽減世帯数

項 目	平成19年度	平成20年度
単独減免世帯数 ※2	0	15,779
その他軽減世帯数 ※3	0	3,093

(7) 医療制度改正の状況

①後期高齢者医療制度の創設

後期高齢者支援金の支出、0歳～74歳の支援金分の保険税新設
老人保健拠出金の廃止（平成20年5月から）
制度創設に係る国保税の軽減措置

②前期高齢者（65歳～74歳）の保険者間の財政調整制度の創設

前期高齢者交付金の受け入れ
65歳～74歳の退職者は前期高齢者として一般被保険者へ移行

③一部負担金（患者負担）の見直し

乳幼児の自己負担軽減措置（2割）の拡大
3歳未満まで → 義務教育就学前
70歳～74歳の患者負担の見直し（平成20年4月から）
1割 → 2割 → 1割（平成21年3月まで凍結措置）

④医療費の適正化

特定健診等実施計画の策定（平成20年2月）
特定健康診査・特定保健指導の実施（詳細 別紙1）

⑤特別徴収の実施

65歳以上の公的年金受給者の保険税の年金天引き（平成21年4月から）
（詳細 別紙2）

⑥高額医療・高額介護合算制度の創設

医療保険と介護保険の自己負担の合計額に上限を設定
→ 上限を超える額を負担軽減
平成20年は初年度であることから、平成21年8月に申請
（詳細 別紙3）

特定健康診査・特定保健指導の実施

①平成20年度の受診予定

特定健康診査	22,000人（受診率40%）
特定保健指導	1,100人（実施率20%）※
うち動機付け支援	700人
積極的支援	400人

※特定健康診査受診者の25%が、特定保健指導の必要者と想定される。
（5,500人）

②特定健診等の実施体制

〔1〕実施機関

特定健康診査	個別 市内医療機関 集団 健康管理事業団（40～64歳）
特定保健指導	健康管理事業団 市内医療機関

※健康管理センターでの人間ドックも、特定健康診査を兼ねる

※65歳以上は生活機能評価も同時受診

〔2〕受診券の送付

特定健康診査	5月下旬から12月下旬（原則誕生日の前月）
特定保健指導	8月から健診結果に基づき送付

〔3〕追加項目

心電図・貧血（全員）、腎機能検査（40歳～64歳）
栄養状態の良否検査（65歳以上）

〔4〕本人負担金

特定健康診査・特定保健指導	無料
人間ドック	6,900円

特別徴収

①制度の概要

国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付の支払いを受けている年齢 65 歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主の場合においては、特別徴収とするもの。

②法的根拠

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）で、地方税法の一部が改正され、特別徴収に関する規定が設けられた（地方税法第 706 条第 2 項）。

③特別徴収の対象となる納税義務者

- 〔1〕 世帯の国民健康保険の被保険者全員が、年齢 65 歳～74 歳の世帯主
- 〔2〕 本人も国民健康保険の被保険者である世帯主
- 〔3〕 年額 18 万円以上の老齢等年金給付の支払いを受けている者



原則、上記の 3 点を満たす者が対象（ただし、介護保険料と国保税の合計額が対象年金額の 1/2 を超える場合は、対象外）

④特別徴収の開始時期

平成 21 年 4 月より開始。

本来、導入時期は平成 20 年 4 月または同年 10 月とされた。

本市の場合、平成 20 年 4 月からの医療制度改正に伴うシステム修正と同時に仮算定システムを含む特別徴収システムを構築することは困難であることから平成 21 年 4 月導入として厚生労働省に届け出たところ、地方税法施行令に定められた「その他の特別の事情がある場合」として、認められた。

高額医療・高額介護合算制度

①制度の概要

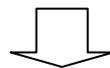
医療保険各制度の高額医療費の算定対象世帯において、介護保険受給者が存在する場合、各医療保険者が、被保険者からの申請に基づき、医療と介護の自己負担額を合算し、新たに設定する自己負担額を超える額を支給するもの。

②限度額

年額 56 万円を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担額を踏まえて設定。

(原則) 国保の場合

	70～74 歳がいる世帯	70 歳未満がいる世帯
一般所得者	62 万円	67 万円
現役並み所得者	67 万円	126 万円
低所得者Ⅱ	31 万円	34 万円
低所得者Ⅰ	19 万円	34 万円



初年度の平成 20 年度は計算期間途中の 4 月 1 日から制度施行のため、平成 21 年 7 月 31 日までの 16 か月分 (申請 H. 21. 8 から)

(初年度の経過措置)

	70～74 歳がいる世帯	70 歳未満がいる世帯
一般所得者	75 万円※	89 万円
現役並み所得者	89 万円	168 万円
低所得者Ⅱ	41 万円	45 万円
低所得者Ⅰ	25 万円	45 万円

※70～74 歳がいる世帯は、本来原則の 4/3 倍の 83 万円であるが、患者負担の見直し (1 割→2 割) の凍結を加味。

③費用負担

医療保険、介護保険両方で、自己負担額の比率に応じて支給。